# 福祉系 対人援助職養成の 現場から®

# 西川 友理

#### A君の実習先での迷い

実習を終えたA君が、実習現場での経験を思い返して煩悶していました。

「職員さんは、"たかいたかい"をするのはあかんとも、ええとも、言わなかったんです。ただ苦笑いをして、じっとこちらを見て…なんか…俺、どうしたらよかったんでしょう…。」

A君の実習先は、子どもを対象とした ある施設でした。

A君は、その施設の職員から常々「子 どもに危険な事はさせないでね」と指導 されていました。

ある日、利用者のBちゃんが、A君を 物陰に連れて行き、

「"たかいたかい"して。」と言ってきました。

A君は"たかいたかい"が、職員の言っていた"危険な事"に当たるのかどうか、一瞬迷ったのだそうです。危険とも言い難いが、危険と言われれば危険な事だし…と、考えた結果、A君はBちゃんに

「誰にも内緒やで」

と言って、"たかいたかい"をしました。 Bちゃんは大喜び。その日から毎日、 BちゃんはA君を物陰に連れて行っては、"たかいたかい"をせがみ、A君は それに応じていました。

そんな事が数日続いたある日、B ちゃんが何かの拍子に、職員に

「Aさんに"たかいたかい"してもらった!!

と言ったのだそうです。言ってしまって から、Bちゃんは(しまった!)という 顔をし、Bちゃんの話を聞いた職員は、 苦笑いしつつA君を見た、との事でした。

「ふぅん…そんなことがあったの。」 「自分は間違ってなかったと思ってます。ていうか、その時は間違ってないと 思ってやったんやし。今も自分は間違え てないと思ってますよ、Bちゃんは喜ん でたし危険でもなかったし。でも…。」 「うん…。」

「『内緒やで』…ということは、ええと、 そのお、たぶん…自分が…間違えてる、 って思ってたってことか…ってこと、か なぁ??」

「あのさ、思い返したら、なんで『内緒 やで』って言うたんやと思う?」

「…迷ったのに職員さんに聞かずに、勝 手に判断して行動したから。」

「うん。で、君は実習生として行ったん やよな。」

「危険かもしれへん、っていう迷いがあったのに、何かあった時に責任もとられ へん実習生っていう立場やのに、勝手に 動いた。」

「うん、そうやねぇ。」

「でも、同じ種類の別の施設では、子ど もを"たかいたかい"している職員もい たんですよ!俺、ボランティアで行った 時見たもの!」

「ふぅん…じゃあ、君、今回実習で行ってきた施設の職員さんになったら、その時は"たかいたかい"する?」

「…しますよ。いや…やっぱりせえへんかもなぁ…うーん…どっちやろ…」

#### 施設の慣習・決め事

どの法制度にも「施設を利用している 子どもに"たかいたかい"をしてはなら ない」などという一文はありません。こ の施設独自の、明文化されていない慣習 のようなものでしょう。

多くの高齢者施設の職員は、個人の尊厳の保持を目的として、利用者に呼びかける際、田中さん、斉藤さん、というように、名字に"さん"をつけて呼びます。 "おじいちゃん" "おばあちゃん"と呼びかける職員は、まずいません。これも高齢者施設の慣習のようなものになると思います。「社会福祉施設の職員は、高齢の利用者に対して"おじいちゃん" "おばあちゃん"などと呼びかけてはならない」という法制度はもちろんどこにもありません。

ある入所型の施設に実習に行った学 生は、

「朝、利用者が、複数名で散歩するコースが施設によって厳格に決められていた。」と話し、

「決められたコースを利用者が数歩でも外れた時には、職員がすかさず『○○ さん、戻ってきて!勝手に行っちゃ駄目じゃないの!』と注意していました。」と少し不満そうに教えてくれました。散

歩中に事故が起こった時、スムーズに対 応出来るようそのように決めているの だそうです。散歩コースを明確に規定す るということも、当然ですが法制度には 書かれていません。

TVや雑誌などでも時々紹介される、有名なデイサービス「夢のみずうみ村」 (注1) では、独自のプログラムとして施設内通貨を使った"おいちょかぶ"や"ルーレット"等の賭け事があったり、施設内にわざと段差や階段を設けて、利用者が体を動かすようにしていたりと、リハビリに関する様々な取り組みを行っています。

このデイサービスを利用している方 の介護度の維持・改善効果は非常に高い とのことで、授業で「夢のみずうみ村」 の紹介をすると、

「…すごい…なんか、楽しそう!」 「でも、賭け事とかやっていいの?」 「ていうか、よくまぁこんなこと、やろ うと思ったなぁ!」

学生達は皆一瞬あっけにとられます。 施設独自の慣習・決め事は、学生から 見れば

「いいじゃん、これくらい。何で駄目なの?」

「こんなこと規制して、意味あるの?」 と、言いたくなるようなモノがあります。 逆に、

「ええっ、そんなことまでしていい の?」

と言いたくなるようなモノもあります。 学生からは不思議ととれる慣習・決め 事も、その施設において、様々な経験を 踏まえ、考えられた結果、創り出された モノなのです。 学生は、施設職員にそれらの意味を質問し、説明をしていただいたことで、納得できる時もあれば、「それってちょっと変じゃない?」という釈然としない思いを持ってしまう時もあります。

#### 学生の学習内容=法制度

社会福祉分野を学ぶ学生は、授業で法制度体系を学習し、実習の前には実習先に関する細かな制度を学び、実習施設そのものについて調べた後、実習に向かいます。

実習先である社会福祉施設は、学生が 学んで来る現在の法制度に沿って運営 されています。

だからこそ学生達は実習先において、 それまで教科書で読んだことしかなく、 抽象的にしか理解出来なかった法制度 を、実体を持ったものとして体験し、理 解出来るのです。

しかし、その一方で、先に挙げた事例 のように、学生達が迷ってしまうような 慣習・決め事があります。その大元とな る根拠が同じ法制度なのに、なぜ学生達 が戸惑うような事が起こるのでしょう か。

#### 施設の慣習・決め事≒法制度

当然ながら社会福祉施設は、運営根拠となる法制度一社会福祉法やその他諸々の福祉に関する制度、民法、労働基準法、建築基準法など一の枠組みからはみ出すこと、つまり法令に違反すること

を、絶対に避けなければなりません。危険を回避するために、自主的に、法制度の枠組みよりも少し厳しく規制を設け、 その規制の中で日々の支援をしている施設が多いように見受けられます。

冒頭の事例に挙げた「子どもに危険な 事はさせないでね」というのも、その表 れの一つでしょう。

また、法制度では自由度が高く設定されている事項についても、

「こんなに職員数が少ない状況で、出来 ることなんて限られてるわよ。」

「自立を目指した支援?日々の衣食住の支援だけで手一杯だもんなぁ。」と、 自ら作った規制に縛られて、日々の仕事 を、ただ、ばたばたとこなしていくしか ない、という考えの施設もあります。

一方で、様々な方法で福祉サービスの あり方を模索し、独自の展開をみせてい る施設もあります。

法制度の枠組みの中で、利用者のニーズをより満たす支援をすることを考えている施設です。

「これは法令違反かな?ここを工夫 すれば、法令違反にはならないよな?」 と、

様々な方法を考え、行政機関と話し合い、 利用者とも契約書などを介して同意を 得た上で、そのサービスを提供していま す。

また、法制度の枠組みからはみ出しているおそれのある支援を行っている施設もあります。現在の法制度が不十分であるため、法制度の枠組みから外れた支援になるかもしれないと認識しつつも、

「利用者によりよい支援を提供するために"こうする"」

という考えで支援を行っているところ もあります。

いずれにせよ、施設職員が日々、当然 と思って行っている支援の中でも、法制 度と照らし合わせたり、第三者から見た 時に『ちょっとおかしいんじゃないの』 と評される事は度々あります。

### 福祉施設が作り上げる自主規制

社会福祉法第3条には、福祉サービス の基本理念として、このように書かれて います。

『福祉サービスは、個人の尊厳の保持を 旨とし、その内容は、福祉サービスの利 用者が心身ともに健やかに育成され、又 はその有する能力に応じ自立した日常 生活を営むことができるように支援す るものとして、良質かつ適切なものでな ければならない。』

さて、子どもに"たかいたかい"をしない事は、その子どもの心身の健やかな育成に繋がるでしょうか?

利用者の散歩ルートを厳密に定める ことで、その利用者は能力に応じ自立し た日常生活を営むことになるでしょう か?

各々の施設が現在行っている福祉サ ービスは、良質かつ適切でしょうか?

どのような支援でも、ある面から見れば正解、ある面から見れば不正解。どちらとも言えます。

法制度にはシステムの大枠が書かれているだけで、現場で支援をする際、それをどのように解釈し実行するのかは、各々の社会福祉施設が考える事なので

す。各施設は、法制度に準じた形で、法制度をどのように解釈し、何について責任を持つのか、経験則から自主的な規制を作り上げています。それは施設の責任範囲を明確にし、自らのあり方を規定する事につながります。その結果、社会福祉施設は、厳密に言うと、法制度の枠組みに則って過不足なく運営されている所はない、とも言えます。

ちなみに、現場経験のある教員の場合、 自らが経験した施設の自主的な規制に ついて学生に語ることがあります。それ は学生にとって勉強にもなります。しか し、その話は、一人の教員のある施設に おいての経験、という偏った知識です。 よって、やはり養成校の教育で最も されるべきものは、各々の施設の共通基 盤である法制度という事になります。む しろ教員は、自らが経験した施設内の 主的な規制が最も正しいように教え しまわないように配慮し、まずは法制度 をきちんと教えなければならないので す。

よって、法制度の枠組みを学び、それを正しいものと受け入れている学生にとっては、法制度と、現場の支援のあり方とのズレを感じて混乱することになるのです。

#### あるべき枠組みと、実際に求められる姿

法制度と現場の支援でのあり方のズ レに似たような事は、世の中ではよくあ ることでしょう。

ある集団が社会と折り合いをつける ために、何かしら本来の規定とは少し違

ったかたちで調整をとる事が必要な時 などです。

私の父母の 10 回目の結婚記念日のこと。

照れ屋の父が、花束を買ってきてほしいと、お金を渡しました。

「ただし、お母さんに見つからんようにな。」と送り出してくれました。

父が母に花を贈るなんて初めてじゃないかな?と、わくわくしながら花屋に出かけ、母の好きな花を中心に花束を作ってもらい、こっそり持ち帰り、父に渡しておきました。

夕食の時に父が母にその花束を渡したところ、母は大喜び。

「わーっ、嬉しい、ありがとう!」 「うん。どういたしまして。」と父。 「私の好きなお花、覚えてくれてたんや ぁ!」

「う、うん。まぁな。」

「お父さん照れ屋やのに、お花を持って帰るの、恥ずかしかったでしょ?」

「え?あ、う、うん、ちょっとな。」 (あの一、その花は私が買いに言って、 私が選んだんやけれど…。)

後からこっそり、父だけに話をしました。 「お父さんの嘘つき!お母さん、お父さんが買ってきたって誤解してるまんまやよ。」

「うーん、だってお母さん、あんなに喜んでたやん。…あのね、嘘やなくて、内緒ってこと。内緒と嘘は違うの。えっと、とにかく、うーん、まぁ今回は内緒ということで…。」

普段は見ない、しどろもどろの父…。う ーん、まぁ、いいか。 私が学生の頃、アルバイトをしていた ハンバーガーショップ。

今でこそハンバーガーショップでは 作り置きをしないようですが、当時はい くつか作り置いておくのが常識で、作っ てから20分経ったものは、マニュアル 上、廃棄しなければなりませんでした。 ある時、一人の女性が店内に飛び込ん できて、

「すぐ作れるハンバーガー、何でもいいから、持ち帰りで1つ!」と慌てて注文してきました。

その時、作り置きのハンバーガーは1つしかありませんでした。

しかしそれは、今まさに破棄しようとしていた、作ってから 20 分を経過しようとするハンバーガー。

一瞬迷いましたが、女性の様子を見て、 咄嗟にそのハンバーガーを袋に入れ、

「これでよろしければ、すぐご提供できます!」と差し出しました。

その女性は、その袋を引っ掴むとお金を 放るように払い、

「ありがとう!」と笑顔で店を飛び出していきました。

ある集団において、時に「こうあるべき」と信じられている方法とは、少し違う方法を求められる状況で、

「これでいい…かな?」

「この場合は、こうしたほうがいい…かな?」

と、悩みながら、自分の役割と、その場の状況を踏まえて、最良と思われる対応をとります。

あるべき枠組みと実際に求められる

姿のズレに出会うことは、私同様、学生 達もそれまでの人生の様々な場面で体 験してきているでしょう。特に目新しい ことではないのです。

# 法制度と自主規制のズレを 実習で体験する意義

それでもあえて、実習という場でこの ズレを体験する事は、社会福祉の専門職 を目指す学生にとって、様々な意味があ ると私は思います。

法制度は"詳細な取扱いマニュアル"ではないと再認識することにより、法制度の解釈によって、様々な支援が出来る、つまり「法制度があるからこそ、その中で自由に支援ができる」という事を認識することが出来ます。

また、利用者と自分との間に、所属する施設の自主的な規制があることで、自分がしたい支援を闇雲に行うことも、利用者のニーズを全面的に適えることも出来ないということを知ります。そして、所属する施設の役割や責任を自覚した上で、どのような支援をすればいいか考えなければならないという認識が生まれます。

自分が施設職員になった時に、どんな 自主的な規制を生み出すのか、責任の範 囲を自覚するといったことを考える種 にもなるでしょう。

法制度と施設の自主的な規制のズレに出会い、悩むことは、自分の認識とは違う、新しい価値観に出会った時に、頭から否定するのではなく、また考え無しに丸呑みにして全て受け入れてしまう

のでもなく、"疑問を持った上で、責任を自覚した専門職として、対応していく力"の萌芽にやがて繋がるのではないか、と思うのです。その芽は、よりよい専門職になるために必要な芽だと思います。

## さて、ではどんな自主規制を作ろうか。

冒頭に挙げたA君は、無事卒業を迎え、 将来的には「保育所をつくりたいから」 と、働きながら保育、経営、法律の勉強 をしています。様々な法制度を知り、現 状の施設を知り、自分のやりたい保育を 考え、どんな保育所をつくるのでしょう か。

その保育所で"たかいたかい"はする のでしょうか。

果たしてA君がどう判断するのか、やがて果たされる夢の実現を、楽しみにしています。

注 1 )

「夢のみずうみ村 デイサービスセンタ ー 」

http://www.yumenomizuumi.com/index.
html

山口市、防府市、千葉県浦安市にあるとのことです。